

フィルム施工車両の可視光線(550nm)透過率 測定結果証明書

フロントガラス/フロントドアガラス/フロントクォーターガラス(ドア又はAピラー部)に フィルムを施工する場合
 フィルム施工後 可視光線透過率70%以上の必要があります。
 フロントガラス上縁より高さ20%は可視光線透過率に規制有りません。
 (運転席より後方のガラスには特に規制有りません)

使用者氏名又は名称(ユーザー名) : 様
 車名(通称名) :
 自動車登録番号又は車両番号 :
 車台番号 :

測定部	測定値	可視光線(550nm)透過率%	使用フィルム
フロントガラス		%	
フロントドアガラス	右	% 左	%
フロントクォーター	右	% 左	%

※現在の測定実測値の証明であり将来の可視光線透過率を保証するものではありません

透明で可視光線透過率 70% 以上である場合は

道路運送車両の保安基準【2014.06.10】第29条(窓ガラス)

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示【2019.05.28】〈第3節〉第195条(窓ガラス)
 に基づき合法であることを証明できます。

(透明=交通信号機、他の自動車、歩行者等 を運転者が確認できるものは透明である)

※裏面記載 道路運送車両の保安基準 関係保安基準29条全文 細目告示関係部抜粋もご確認ください

測定日 年 月 日

測定器 LASER LABS 社 TINT METER Model
 Serial #

測定者及び証明責任者



フロントガラス運転席助手席ガラスフィルム施工の道路運送車両法 関係

国土交通省 ホームページ【道路運送車両の保安基準(2020年4月1日現在)】より抜粋

■道路運送車両の保安基準【2014.06.10】第29条(窓ガラス)

第29条 自動車(最高速度25キロメートル毎時以下の自動車を除く。)の窓ガラスは、告示で定める基準に適合する安全ガラスでなければならない。

ただし、衝突等により窓ガラスが損傷した場合において、当該ガラスの破片により乗車人員が傷害を受けるおそれの少ないものとして告示で定める場所に備えられたものにあつては、この限りでない。

2 自動車(最高速度40キロメートル毎時未満の自動車を除く。)の前面ガラスは、損傷した場合においても運転者の視野を確保できるものであり、かつ、容易に貫通されないものとして、強度等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

3 自動車(被牽けん引自動車を除く。)の前面ガラス及び側面ガラス(告示で定める部分を除く。)は、運転者の視野を妨げないものとして、ひずみ、可視光線の透過率等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

4 前項に規定する窓ガラスには、次に掲げるもの以外のものが装着され、貼り付けられ、塗装され、又は刻印されてはならない。

一 整備命令標章

一の二 臨時検査合格標章

二 検査標章

二の二 保安基準適合標章(中央点線のところから二つ折りとしたものに限る。)

三 自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)

第9条の2第1項(同法第9条の4において準用する場合を含む。)

又は第10条の2第1項の保険標章、共済標章又は保険・共済除外標章

四 道路交通法第63条第4項の標章

五 削除

六 前各号に掲げるもののほか、運転者の視野の確保に支障がないものとして告示で定めるもの

七 前各号に掲げるもののほか、国土交通大臣又は地方運輸局長が指定したもの

■道路運送車両の保安基準の細目を定める告示【2019.05.28】〈第3節〉第195条(窓ガラス) 関係部抜粋

3 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び被牽けん引自動車を除く。)の前面ガラス等のうち前面ガラス及び側面ガラスのひずみ、可視光線の透過率等に関し、保安基準第29条第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 透明で、運転者の視野を妨げるようなひずみのないものであること。

二 運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲に係る部分における可視光線の透過率が70%以上のものであること。

4 保安基準第29条第3項の告示で定める部分は、運転者席より後方の部分とする。

この場合において、次の各号に掲げる範囲は運転者席より後方の部分とする。

一 運転者席より後方の座席等の側面ガラス

5 窓ガラスへの装着、貼り付け、塗装又は刻印に関し、保安基準第29条第4項第6号の告示で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

六 装着され、貼り付けられ、又は塗装された状態において、透明であるもの。

この場合において、運転者が交通状況を確認するために

必要な視野の範囲に係る部分にあっては、可視光線透過率が70%以上であることが確保できるもの

6 前項第6号の「運転者が交通状況を確認するために必要な視野の範囲」とは、次の各号に掲げる範囲(保安基準第44条第1項の後写鏡及び同条第5項の鏡その他の装置を確認するために必要な範囲並びに同項ただし書きの自動車の窓ガラスのうち同項の障害物を直接確認するために必要な範囲を除く。)以外の範囲とする。

一 前面ガラスの上縁であって、車両中心面と平行な面上のガラス開口部の実長の20%以内の範囲

7 窓ガラスに装着され、はり付けられ、又は塗装された状態において、運転者が次の各号に掲げるものを確認できるものは、第5項第6号の「透明である」とされるものとする。

一 運転者が交通状況を確認するために

必要な視野の範囲に係る部分にあっては、他の自動車、歩行者等

二 前項第1号及び第2号にあっては、交通信号機